

森林ボランティア団体の活動を支援

林務課林業振興係
☎22・1181
森林整備などのボランティア活動に対し、補助金を交付します。
営利・政治活動などを目的としない20人以上の団体
①対象活動 4月から来年3月までに自主的に実施

国民生活基礎調査に協力を



保健所総務課総務係 ☎27-8555
国民の保健や医療、福祉、年金、所得などの状況を総合的に判断し、少子高齢化対策などの基礎資料とするため、同調査を実施します。
調査対象となった世帯には、4月から7月までに調査員が訪問しますので、調査票への記入をお願いします。

重度心身障がい者の交通費を助成

障がい福祉課事業係
☎22・7486
身体障害者手帳1級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受け、所得税が非課税で在宅の方
助成額1万2千円（年度途中で助成資格に該当した場合月割り）
交付を受けている手帳、印鑑、本人名義の預金通帳の写しを持参し、各地区保健福祉センター・支所（内郷支所を除く）で

する、広葉樹の植え付けや下草刈り、間伐、森林内の歩道または案内板の設置・補修など
②対象経費 苗木などの資材購入費、機具借り上げ料など
補助対象経費の2分の1以内（上限25万円）
同課へ事前に相談の上、必要書類を提出
4月30日（木）
※応募多数により、予算額を超えた場合は、事業費に応じて配分します。

ひとり親家庭の経済的な自立を支援

子ども家庭課家庭支援係 ☎27-8563
○自立支援教育訓練給付金事業
教育訓練対象講座を受講し修了した場合、その経費の60%に相当する額（上限あり）を支給します。
○高等職業訓練促進給付金等事業
看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給し、修了後には修了支援給付金を支給します。
①高等職業訓練促進給付金＝月額10万円（市民税非課税世帯）、月額7万5000円（市民税課税世帯）で、修業の最終年限はそれぞれ4万円を加算
②修了支援給付金＝5万円（市民税非課税世帯）、2万5,000円（市民税課税世帯）
※申し込み方法など詳しくは、同課または各地区保健福祉センターへお問い合わせください。

市有地（防災集団移転促進事業区域内一般宅地）を販売

都市復興推進課沿岸域復興推進係
☎22-1138
①販売区画数＝3区画（末続地区2区画、永崎地区1区画）
②1区画の面積＝303.38㎡～451.16㎡
③1㎡当たりの単価＝1万1,700円～3万4,600円
末続地区を希望する方は同課、永崎地区を希望する方は小名浜区画整理事務所に備え付けの申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて持参提出
11月30日（月）
※詳しくは、末続地区は同課、永崎地区は小名浜区画整理事務所（☎54-2240）へお問い合わせください。

市民公益活動災害補償保険の活用を

地域振興課地域振興係 ☎22-7414
市が掛け金を負担し、市民の皆さんのボランティア活動を側面から支援する制度です。
市民または市内に活動の本拠地がある方
次の要件を全て満たすボランティア活動
①自発的で公益性がある ②計画的である ③無報酬である ④国内における活動 ⑤政治や宗教を広めることが目的でない ⑥自助的な活動や懇親が目的でない
任意の様式に、団体名・住所・電話番号・代表者氏名、活動予定日時・場所、活動名・内容、参加予定者数を記入し、団体の概要が分かる資料と参加者名簿（住所・氏名）を添えて、活動日の前日までに同課または各支所へ提出
※市が主催・共催する活動や、市の管理下で行うボランティア活動は対象外となります。

いきいきシニアボランティアポイント事業を実施

地域包括ケア推進課企画係
☎27・8574
市内に住所を有する65歳以上の方を対象とした同事業に参加するには、毎年度登録が必要です。住所・生年月日を確認できる身分証明書を持参し、各地区保健福祉センターなどで手続きをしてください。
ボランティア活動に対する本年度のポイントの付与

労働福祉会館からのお知らせ

商業労政課労政係
☎22・7478
労働福祉会館は、大ホールをはじめ、中・小会議室、和室などの集会所を備えており、さまざまな会議やイベントに利用できます。また、1階にあるレストランのみの利用もできる

期間は来年3月31日（水）まで、交換期間は5月1日（金）から来年4月15日（木）までです。

民間賃貸住宅借上げ制度の受け付けを終了

住まい政策課
☎22・7593
令和元年東日本台風など

ほか、労働問題相談なども行っていますので、ご活用ください。
※詳しくは、同会館（☎24・2511）へお問い合わせください。

被災された方に応急的な住宅を提供する同制度の受け付けを、5月29日（金）で終了します（郵送は5月31日（日）消印有効）。同課へ受付票を提出し、物件を決め、受け付け終了日までに同課へ申込書を提出する必要がありますので、同制度の利用を希望する方は、早めにご手続きをお願いします。
※6月中に入居を開始する必要があります。



飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術費用の一部を助成など

保健所生活衛生課動物愛護係 ☎27-8592
○飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術費用の一部を助成
助成①雄＝3,000円 ②雌＝4,000円
市内の動物病院に備え付けの申請書に記入し、必要書類を添えて同課へ持参提出
※予算額に達した時点で受け付けを終了します。所有者がいない猫の場合も助成（雄は上限3,000円・雌は上限4,000円）を行っていますので、事前に同課へご相談ください。
○犬の飼い主の皆さんへ
各地区の集会所などで、集合方式による犬の登録と狂犬病予防注射を行っています。また、市内指定の動物病院でも実施しています。料金が変更になっていますので詳しくは、市ホームページまたは保健のしおりをご覧ください。

お知らせ

お知らせ

私道舗装等整備費を補助

道路管理課管理係
☎22・7494

☎ 次の要件を全て満たす私道
①平成6年3月31日以前に築造されたもの
②幅員が2m以上で、延長が30m以上であるもの
③おおむね5戸以上の家屋が接続し、当該家屋の住民が現に利用しているもの

助 ①市街化区域内Ⅱ補助対象事業費の60%以内
②市街化区域外Ⅱ補助対象事業費の40%以内（いずれも上限20万円）

甲 同課または各支所経済土木課で
期 11月30日(月)

生け垣設置費を補助

公園緑地課管理係
☎22・7518

☎ 道路に面する部分の総延長が5m以上で、高さが60cm以上の樹木を1m当たり2本以上植栽する方（高さ1m以上のブロック塀などを撤去し、生け垣を設置する方も可）

浄化槽復興整備事業の利用を

生活排水対策室経営企画課業務係
☎22・7519

☎ 震災により家屋の再建を余儀なくされた被災者の方を対象に、浄化槽設置費用の一部を補助する事業を実施しています。同事業の申請の受け付けは、6月までとなりますので、利用を希望する方は早めに申請してください。

☎ 震災により居住する住宅などが全壊、大規模半壊、半壊（解体したもの）の被害を受け、補助対象区域内で住宅の新築、改築、大規模補修が必要となり、合併浄化槽を設置する方
※詳しくは、同課へお問い合わせください。

戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給

保健福祉課保健福祉係
☎22・7451

☎ 戦没者等の死亡当時の遺族で、本年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金など

補 ①生け垣設置Ⅱ1m当たり5千円を限度（上限10万円）
②生け垣設置のための塀撤去Ⅱ1m当たり5千円を限度（上限10万円）
甲 5月7日(木)から同課で

医師・助産師修学資金を貸与

医療センター総務課総務係
☎26・6791

☎ 将来、市立病院に勤務する意思のある学生に修学資金を貸与します。

○ 医師修学資金
☎ 大学（大学院を除く）の

「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧を実施



資産税課土地係 ☎22-7430・7431
家屋係 ☎22-7432・7433

令和2年度固定資産税の納税者の方は「土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧できます。

同帳簿は、市内の土地・家屋の評価額などを、所在地番順に一覧表示したもので、自己の土地・家屋の価格を、他の土地・家屋の価格と比較することができます。

縦覧の申請の際は、申請者の印鑑、身分証明書、固定資産税納税通知書（確定通知書）などをお持ちください。代理の方（法人の場合は従業員など）による縦覧は委任状が必要です。

☎ ~4月30日(木) 8時30分~17時
所 同課、各支所・税務事務所
※同帳簿の写しの交付は行いません。同帳簿には所有者の情報は記載していません。また、縦覧期間中は、土地補充台帳の閲覧はできません。

お知らせ

国民年金保険料の学生納付特例を受け付け

国保年金課国民年金係
☎22・7464

☎ 特例を受けるには、毎年度、申請が必要です。忘れずに手続きをしてください。
☎ 前年の所得が一定基準以下の学生

甲 年金手帳かマイナンバーが確認できる書類、印鑑、在学証明書か学生証の写し、会社を退職し学生となった方は、雇用保険受給資格者証などを持参し、同課または各支所などで

医学部に在学している方
貸 23万5千円
定 4人程度
○ 助産師修学資金
☎ 助産師養成施設に在学している方
貸 10万円
定 1人程度
○ 案内（共通）
甲 同課、各支所に備え付けの申請書（市ホームページからも入手可）に必要書類を添えて、〒973-1855 内郷御厩町久世原16 医療センター総務課へ（直接持参も可）
期 4月30日(木)消印有効

☎ を受けていた方が亡くなったことなどにより、受給権者がいない場合で、次の順番に従う遺族の方
① 甲 弔慰金の受給権者
② 戦没者等の子
③ 父母・孫・祖母・孫・兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有していた方）
④ 前記③以外の父母・孫・祖父・祖母・兄弟姉妹
⑤ 前記①~④以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方）
甲 各地区保健福祉センター・支所（内郷支所を除く）で
期 令和5年3月31日(金)

芸術文化活動に補助金を交付

文化振興課文化振興係
☎22・7544

☎ 市内に住所または活動の拠点がある個人・団体が実施する事業で、次のいずれかに該当するもの
① 文化活動の成果を市民に発表する事業
② 国内外の優れた芸術家などを招いて文化活動の成果を市民に公開する事業
③ 県代表以上の資格

いわき産農作物等の出荷制限など

農業振興課農業企画係
☎22・7471

☎ 国内外の発表会などに出場する事業
期 5月29日(金)
※この他にも要件がありますので、詳しくは同課へお問い合わせください。

☎ 質の検査結果を基に、出荷制限・自粛などの措置が継続されています。
☎ ① 出荷制限・摂取制限Ⅱ 野生キノコ
② 出荷制限Ⅱ 原木ナメコ（露地）、コシアブラ、ゼンマイ、タケノコ、野生タラノメ、野生ワラビ
③ 出荷自粛Ⅱ 野生サシショウ
※栽培ワラビは出荷可能ですが、県の基準を満たした生産者のものに限定されます。

燃料電池自動車などの導入費用を補助

環境企画課環境企画係 ☎22-7528

○ 燃料電池自動車など
補 ①燃料電池自動車=1台当たり20万円
②電気自動車=1台当たり5万円
○ 住宅に設置した再生可能エネルギー利用機器など
補 ①太陽光発電システム=1kW当たり1万円（上限4万円）
②ペレットストーブ=1台当たり5万円
③定置用リチウムイオン蓄電システム=蓄電容量1kWh当たり2万円（上限10万円）
④家庭用燃料電池（エネファーム）=1台当たり10万円
⑤電気自動車等充給電設備=1台当たり10万円
○ 案内（共通）
甲 同課に備え付けの申請書類（市ホームページからも入手可）に必要事項を記入し、〒970-8686 環境企画課へ（直接持参も可）
※予算額に達した時点で受け付けを終了します。